

○総務省訓令第 号

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令

放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>[第1章～第3章の2 略]</p> <p>第3章の3 <u>特定放送番組同一化実施方針</u>の認定等（第10条の8—第10条の11）</p> <p>第3章の4 <u>特定地上基幹放送事業者の特例に係る確認等</u>（第10条の12—第10条の15）</p> <p>[第4章～第6章 略]</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定（電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。）及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、<u>法第105条の2第2項の規定に基づく特定地上基幹放送事業者の特例に係る確認及び同</u></p>	<p>目次</p> <p>[第1章～第3章の2 同左]</p> <p>第3章の3 <u>経営基盤強化計画</u>の認定等（第10条の8—第10条の11）</p> <p>[新設]</p> <p>[第4章～第6章 同左]</p> <p>第1章 [同左]</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定（電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。）及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、<u>法第116条の4第1項の規定に基づく経営基盤強化計画</u>の認定及び法第116条の5第1</p>

条第4項の規定に基づく変更の確認、法第116条の4第1項の規定に基づく特定放送番組同一化実施方針の認定及び法第116条の5第1項の規定に基づく特定放送番組同一化実施方針の変更の認定、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項（法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。

第2章 地上基幹放送の業務の認定等

（認定等の基準）

第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

〔(1)～(5) 略〕

(6) 地上基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合するものであること。

ア 規則第76条第3項第2号に規定する設備等維持業務（以下

項の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の認定、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項（法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。

第2章 [同左]

（認定等の基準）

第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件（法第116条の5第4項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の6第1項本文の規定の適用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第4号イ及び第5号を除く。）を満たすものでなければならない。

〔(1)～(5) 同左〕

(6) [同左]

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第

この章において「設備等維持業務」という。)を確実に実施することができる体制（設備等維持業務を他人に委託する場合は、委託先を含む。）について、平常時の放送設備の的確な運用及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要及び要員の数が記載されており、適正に要員を配置するとともに緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備等維持業務を確実に実施するための規程が整備されていること。

ウ 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

エ 設備等維持業務を他人に委託する場合、規則第123条の7各号に規定する措置が講じられていること。

[(7)～(11) 略]

第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

[(1)・(2) 略]

(3) 衛星基幹放送事業者の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合するものであること。

ア 規則第76条第3項第2号に規定する設備等維持業務(以下この章において「設備等維持業務」という。)を確実に実施

111条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この章において「設備維持業務」という。)を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

[新設]

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

[新設]

[(7)～(11) 同左]

第3章 [同左]

(認定の基準)

第6条 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項に定める技術基準に適合するように維持するため

することができる体制（設備等維持業務を他人に委託する場合は、委託先を含む。）について、平常時の放送設備の的確な運用及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要及び要員の数が記載されており、適正に要員を配置するとともに緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備等維持業務を確実に実施するための規程が整備されていること。

ウ 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

エ 設備等維持業務を他人に委託する場合、規則第123条の7各号に規定する措置が講じられていること。

[(4)～(8) 略]

第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等

(認定の基準)

第10条の3 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

[(1)・(2) 略]

(3) 移動受信用地上基幹放送事業者の業務を維持するに足る技術的能力は、次に適合するものであること。

ア 規則第76条第3項第2号に規定する設備等維持業務(以下この章において「設備等維持業務」という。)を確実に実施

の運用・保守等の業務（以下この章において「設備維持業務」という。）を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

[新設]

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

[新設]

[(4)～(8) 同左]

第3章の2 [同左]

(認定の基準)

第10条の3 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

ア 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項に定める技術基準に適合するように維

することができる体制（設備等維持業務を他人に委託する場合は、委託先を含む。）について、平常時の放送設備の的確な運用及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要及び要員の数が記載されており、適正に要員を配置するとともに緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備等維持業務を確実に実施するための規程が整備されていること。

ウ 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

エ 設備等維持業務を他人に委託する場合、規則第123条の7各号に規定する措置が講じられていること。

[(4)～(8) 略]

第3章の3 特定放送番組同一化実施方針の認定等

(趣旨)

第10条の8 法第116条の4第1項の規定による特定放送番組同一化実施方針の認定及び法第116条の5第1項の規定による特定放送番組同一化実施方針の変更の認定を行うに当たっては、この章の定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第10条の9 認定は、特定放送番組同一化実施方針が次に掲げる要件に適合していると認めるときに行う。

持するための運用・保守等の業務(以下この章において「設備維持業務」という。)を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

[新設]

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

[新設]

[(4)～(8) 同左]

第3章の3 経営基盤強化計画の認定等

(趣旨)

第10条の8 法第116条の4第1項の規定による経営基盤強化計画の認定及び法第116条の5第1項の規定による経営基盤強化計画の変更の認定を行うに当たっては、この章の定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第10条の9 認定は、経営基盤強化計画が次に掲げる要件に適合していると認めるときに行う。

(1) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が、いずれも広域放送若しくは県域放送に係るもの又はいずれも法第93条第1項第7号に規定するコミュニティ放送に係るものであり、かつ、当該放送対象地域の自然的経済的社会的文化的諸事情が相互に相当程度共通していると認められること。

例えば、次の全ての事情又はこれらと同等と認められる事情が相互に相当程度共通していること。

ア 地形、気候等の自然的事情

イ 属する経済圏、交通・物流網、主要産業等の経済的事情

ウ 地上基幹放送以外のコミュニケーション、マスメディアの手段の普及状況等の社会的事情

エ 地域の歴史的・文化的な背景等の文化的事情

(2) 法第116条の4第2項第2号に規定する地域性確保措置の内容が、特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

例えば、次に掲げる措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

ア 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関（法第116条の6第1項の規定により共同して置かれる場合に限る。）の委員の構成に関し、当該2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること。

(1) 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、当該経営基盤強化計画を提出する国内基幹放送事業者が国内基幹放送の業務を維持するため最大限の努力をするものであること。

業務の効率化、不採算部門の売却、遊休資産の売却その他の取組を通じて相当程度の収益性の向上が図られるものであること。

(2) 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が円滑かつ確実に実施されるものであること。

経営資源に照らして過度に実施困難なものでなく、適切に実施される経営体制が確立されていること。

(3) 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないこと。

労働組合との協議その他雇用の安定等に関する配慮が十分に行われているものであること。

(4) 経営基盤強化計画の実施期間は、当該申請に係る国内基幹放送の業務に係る認定等（当該国内基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許をいう。次条において同じ。）の有効期間の満了の日（当該認定等の有効期間の満了の日までの期間が5年に満たない場合には、当該有効期間の満了の日から起算して5年を経過する日）までの期間を超えないものであること。

(5) 法第116条の7の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあっては、次の要件に適合するものであること。

ア 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が、いずれも県域放送に係るものであ

イ 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること。

ウ 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送を確実にを行うための体制が確保されていること。

エ 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域ごとに取材拠点が維持されていること。

オ 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域内において地域性確保措置の内容を公表し、当該それぞれの放送対象地域における地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえ、当該措置について不断の見直しを行うための体制が確保されていること。

り、かつ、次のいずれかに該当すること。

(ア) 隣接するもの（北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、岡山県と香川県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県の区域を含む。）又は隣接して連続するもの（当該放送対象地域のうちの放送対象地域に当該放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接するものに限る。）であること。

(イ) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各区域を併せた全てを含む地域であること。

(ウ) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の各区域を併せた全てを含む地域であること。

(エ) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域を併せた全てを含む地域であること。

イ 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容が、特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関（法第116条の7第1項の規定により共同して置かれる場

合に限る。ウ(ア)において同じ。)の委員の構成に関し、当該2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること。

(イ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること。

(ウ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送を確実にを行うための体制が確保されていること。

(エ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域ごとに取材拠点が維持されていること。

ウ イにかかわらず、申請のあった経営基盤強化計画の実施期間中に業務の継続が困難となるおそれがある場合は、例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関の委員の構成に関し、当該2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること。

(イ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること。

(6) 自由享有基準第10条第1項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあっては、次の要件に適合するものであること。

ア 規則第91条の5第2号に規定する地域性確保措置の内容が、それぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。ただし、特定放送番組同一化を併せて行う場合であって、前号に掲げる要件に適合するときは、この限りでない。

例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関（法第7条第4項の規定により共同して置かれる場合に限る。イ(ア)において同じ。）の委員の構成が、それぞれの放送対象地域における地域社会の要望を充足する放送の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(イ) それぞれの放送対象地域向けの放送番組（災害放送を含む。）が設けられていること。

イ アにかかわらず、申請のあった経営基盤強化計画の実施期間中に業務の継続が困難となるおそれがある場合は、例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関の委員の構成が、それぞれの放送対象地域における地域社会の要望を充足する放送の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(イ) それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること。

ウ 多元性・多様性確保措置の内容が、放送対象地域が重複

(認定特定放送番組同一化実施方針の変更認定の基準)

第10条の10 前条の規定は、法第116条の5第1項の規定による変更の認定について準用する。

(資料の提出)

第10条の11 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第3章の4 特定地上基幹放送事業者の特例に係る確認等

(趣旨)

第10条の12 法第105条の2第2項の規定に基づく特定地上基幹放送事業者の特例に係る確認（以下次条において「確認」という。）及び同条第4項の規定に基づく変更の確認を行うに当たっては、この章の定めるところによるものとする。

(確認の基準)

第10条の13 確認は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1) 地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備（法第105条の2第2項に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の概

する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであること。

(認定経営基盤強化計画の変更認定の基準)

第10条の10 前条の規定は、法第116条の5第1項の規定による変更の認定について準用する。ただし、計画期間中に法第116条の6第1項又は第3項の規定の適用を受けた者の実施期間の変更については、当該変更の申請に係る国内基幹放送の業務に係る認定等の有効期間の満了の日までの期間を超えないものに限る。

(資料の提出)

第10条の11 [同左]

[新設]

[新設]

[新設]

要が明示され、法第111条第1項の基準への適合性を有すること。

(2) 規則第76条第3項第2号に規定する設備等維持業務(以下この章において「設備等維持業務」という。)を確実に実施するため、次の要件に適合するものであること。

ア 設備等維持業務を確実に実施することができる体制(設備等維持業務を他人に委託する場合は、委託先を含む。)について、平常時の放送設備の的確な運用及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要及び要員の数が記載されており、適正に要員を配置するとともに緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備等維持業務を確実に実施するための規程が整備されていること。

ウ 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備維持業務に従事する者が当該設備維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

エ 設備等維持業務を他人に委託する場合、規則第123条の7各号に規定する措置が講じられていること。

(変更に係る確認の基準)

第10条の14 前条の規定は、法第105条第4項の規定による変更の確認について準用する。

[新設]

(資料の提出)

第10条の15 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるもの

[新設]

とする。

別紙1 (第3条関係)

第3条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

[1～18 略]

19 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、15の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

(1) コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等を受けようとする者(以下この項及び22において「コミュニティ放送事業者」という。)が、地域住民の需要に応え放送を実施しようとする地域(以下「放送を行おうとする地域」という。)は、一の市町村の全部又は一部の区域であること。

なお、地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域(以下「隣接する一部の区域」という。)を併せた区域とすることができ、さらに、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、隣接する一部の区域に隣接する市町村の一部の区域に及ぶことも差し支えない。

[(注1)・(注2) 略]

[(2) 略]

(3) 地域密着性の確保のため、次の各条件に適合しているもの

別紙1 (第3条関係)

[同左]

記

[1～18 同左]

19 [同左]

(1) コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等を受けようとする者が、地域住民の需要に応え放送を実施しようとする地域(以下「放送を行おうとする地域」という。)は、一の市町村の全部若しくは一部の区域であること。

なお、地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域(以下「隣接する一部の区域」という。)を併せた区域とすることができ、さらに、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、隣接する一部の区域に隣接する市町村の一部の区域に及ぶことも差し支えない。

[(注1)・(注2) 同左]

[(2) 同左]

(3) [同左]

であること。

ア 放送番組の編集

放送を行おうとする地域に密着した各種の情報(地域の行政情報・タウン情報・交通情報・観光情報等)に関する番組等、当該地域(コミュニティ放送事業者が法第116条の4第1項に定める特定放送番組同一化実施方針の認定を受けた場合にあっては、当該特定放送番組同一化の対象となる2以上の放送を行おうとする地域を併せて一の放送を行おうとする地域とみなした場合における当該みなされた一の放送を行おうとする地域とする。)の住民の要望に応える放送が、できる限り1週間の放送時間(1日につき午前8時から午後8時までの間に限る。)の50%以上を占めていること。

[イ・ウ 略]

[(4) 略]

[20・21 略]

22 コミュニティ放送局の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) 認定等の主体としては、次に掲げるいずれかの者であること。

ア コミュニティ放送事業者であって、当該コミュニティ放送事業者が開設するコミュニティ放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

ア [同左]

放送を行おうとする地域に密着した各種の情報(地域の行政情報・タウン情報・交通情報・観光情報等)に関する番組等、当該地域の住民の要望に応える放送が、できる限り1週間の放送時間(1日につき午前8時から午後8時までの間に限る。)の50%以上を占めていること。

[イ・ウ 同左]

[(4) 同左]

[20・21 同左]

22 [同左]

(1) [同左]

ア コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送の業務の認定等を受けようとする者(以下この項において「コミュニティ放送事業者」という。)であって、当該コミュニティ放送事業者が開設するコミュニティ放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

イ コミュニティ放送事業者が開設するコミュニティ放送局
の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

[(2) 略]

[イ 同左]

[(2) 同左]

附 則

この訓令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）の施行の日から施行する。